

《論 文》

韓国の政治経済と労働運動の性格

— 歴史的 analysis を中心に —

尹 敬 勳

The political economics in South Korea and the character of the labor movement

Yoon Kaeunghun

キーワード

韓国の政治経済 (Political economics), 労働運動 (labor movement), 能動的賃労働者化 (active polararianization)

労働運動という枠組みから東アジア経済を把握する際に、韓国の労働運動研究は検討すべき重要な題材であると思われる。その理由は、通説的に韓国経済の発展を左右する要因の一つとして労働運動が指摘されているからである。すなわち、韓国の労働運動は、韓国の経済を論じる上で避けては通れない問題であるからである。詳しくいえば、本来韓国経済は、財閥企業の輸出に依存している経済構造を形成しているため、企業の生産活動の状況と関連する労働運動は韓国経済において重要な問題である。特に、2008年末の米国発の金融危機が拡大されることに伴い、韓国経済は1990年代後半のアジア通貨危機以降また深刻な経済状況に直面することが懸念されている。具体的にいえば、金融危機の影響で実体経済の景気が低迷し、その結果、企業業績の悪化、企業のリストラの拡大、それによる失業者の増加、消費の減少が危惧されている。さらに、韓国の労使関係の対立の歴史からみると、企業のリストラの拡大による失業者の増加は、再び労働運動が主要な社会的問題として浮上する要因の一つだろうと考えられる。その理由は、韓国の労働運動は賃金問題と雇用の確保という二つの題材を重要な争議の遠因であると捉え、展開されてきたという背景があるからである。そうすると、近年、米国発の金融危機の拡大により、困難に直面しつつある

韓国経済において労働運動は、再び経済に重大な影響を与える要因となる可能性が大きい。現に、韓国を代表する労使対立の例である「現代自動車」の労働運動の歴史的な性格からも現れているように、労働運動は韓国経済において克服すべき課題として認識されており、金融危機という状況下においては韓国経済に内包されている労働運動の深刻さを改めて認識するきっかけとなると推察しても無理はないと思われる。

従って、本論文では、戦前の朝鮮半島の労働運動の事例を概括した上で、戦後韓国の民主化過程の中で展開された労働運動の特徴を検討することで、韓国の労働運動の歴史的な性格と、その性格の中に内包されている韓国の労働運動の問題を考察する。

1. 韓国経済の展開と労働運動に関する研究の動向

(1) 韓国経済の資本主義化と労働運動の関連

韓国経済と労働運動の関係を生社会科学的枠組みの中で分析する上でまず確認すべき点は、韓国の資本主義の形成過程における労働運動の位置づけである。一般的に労働運動とは、資本蓄積と賃金の再生産構造の中で、資本蓄積過程における社会階級格差の拡大に伴う労働者階級の貧困化によって現れたと理解されている。実際

に、韓国の労働運動も、韓国社会の資本主義の発展過程で歴史的に形成されたのである。具体的にいえば、韓国の労働運動は、韓国経済が発展する過程において低賃金、長時間労働と労働者の権利の抑圧を担保として実現され、その結果、社会階層の中で労働者を抑圧体制が再生産されるということである。すなわち、韓国社会の労働運動は、資本蓄積過程で突出される一般の問題であるという前提の上、重化学工業を促進することで実現された高度経済成長過程で低い賃金での生活を我慢せざるを得ない状況におかれ、経済成長後の社会階層間の葛藤と労働者の政治的利益を代弁する性格を強く打ち出すという複雑な性格を内包しているものとして認識されるようになった。その中で、通説として言われている韓国の労働運動の性格は、「官僚主義に対する対峙」を意味する。官僚主義に対する対抗的運動の意味を持つ労働運動の性格は次のように説明できる。

韓国経済の成長は、経済政策において帰属財産の不払い、農地改革の不備、外国からの援助・借款、不動産投機など、経済的に不条理な要因を内在しながら実現できたということと、経済活動においては財閥と呼ばれる巨大な組織体が形成され、その過程において労働者に対する低賃金、基準労働時間外の労働活動の強要、労働者の権利・主張を抑圧したということ、この三つの遠因によって達成されたということである。そして、経済成長の三つの遠因は、官僚主導の経済政策とその政策による経済活動の中で形成されている。その中で、労働運動は、このような官僚主導の政策に対する批判意識として現れたと通説的に理解されている。¹⁾ さらに、具体的に労働運動が展開される遠因となった韓国経済の発展過程を段階的に把握すると、以下のように説明できる。²⁾

韓国の経済発展は、政府の経済政策と財閥の利害に基づく協力関係を形成しながら成長を導いたと理解するのが一般的理解である。

第一段階は、戦前の日本の植民地統治下において日本の企業家が主導する資源関連分野の産

業（鉱山など）と製造業（ゴム、紡織などの素材）などが主流となり、この時期は経済の成長というより、朝鮮半島において必要不可欠な生活用品および天然資源の確保を狙いとした産業が形成された時期であった。この時期、経営者は朝鮮総督府の支援・管理下で経営を行っていた実情がある。その過程で、「解放」後韓国経済の土台作りにかかわる企業家が出現したのはこの段階の特徴である。そして、この段階において労働者側の状況を確認すると、労働者は、李朝時代の階級制度の崩壊に伴い、自らの身分を出生によって決定されることなく、経済的価値基準によって労働階級という社会階級の一つとして認識されるようになったのである。³⁾

第二段階としては、「解放」後、朝鮮戦争後疲弊した状況を脱するために軍事政権下で政府主導の経済政策が実施された段階である。この段階においては、韓国の経済成長において企業が資本を蓄積するために政府の経済政策に順応的かつ服従的な態度を取りがちであり、政府も自らの政策に従う企業を優先して特惠を与える傾向が強かったことが特徴的である。いわば特定の企業に資本が集中的に投じられ、政府が圧倒的な支配力を握って企業の経済活動を統制・監視し、国家経済が発展する土台を築いた段階と言えよう。そのため、この段階の労働者は企業収益向上といい目標を達成する上で効率よく活用される手段として認識されていたのである。

第三段階は、政府が一部企業の過度の資本蓄積に対する問題意識を高めながらも産業の支援を続け、重化学工業中心の輸出振興策から物価安定を基調とする経済安定化策へと移行した段階である。同族所有の企業が複数の事業体を傘下におさめて規模を拡大し、財閥と呼ばれるようになったのがこの頃である。これらの財閥は韓国の輸出事業の原動力となったが、その過程で、政府は財閥の寡占的な市場支配を規制する法制度の整備に力を入れ始めた。その結果、かつて政府の統制に甘んじ、特惠を受けて成長した財閥が、政府の政策に対して批判的な態度を

取るようになった。この段階の両者の関係は、政府による財閥支配の構図から、両者の利害の共有と対立が複雑に絡む構図へと発展していた。この時期において、労働者の存在も経済発展に伴い数が増え、韓国社会と経済において大きな意味を占める存在にまで成長するようになったのである。

第四段階は、財閥が政府支配からの離脱を模索した段階である。金融自由化により財閥の海外資本導入が容易となり、急速な事業拡大を展開するようになった。その結果、過去のように資金の導入を図る上で政府からの支援が必要なくなり、財閥は政府とは独立した存在として展開することになった。財閥が政府依存体制から独立体制へ移行したことがこの段階の特徴である。そして、労働者の存在も、企業の経営者と労働組合という独立した関係軸が形成されるようになった段階でもあったのである。

第五段階は、アジア通貨危機の余波が韓国経済を直撃し、深刻な外貨不足と金融市場の混乱に陥るといった危機的状況である。それまで過剰借入れ、過剰投資による事業拡大を続けていた財閥の多くが、財務状況が悪化して経営難に陥った。国をあげて経済危機を乗り越えるため、IMFの介入を受けた政府による財閥の再編が行われ、財閥に対する政府の支配が再度強まった段階である。同時に、労働者の存在も、経済危機を打開するという視点から新たに捉えられるようになったのである。

このように韓国経済構造の変遷に従い、労働者の労働運動に焦点を絞って検討することが本論文の構成であるとする、労働運動も上記の五つの段階に沿って変化してきたと認識することが普遍的な捉え方であり、労働運動の性格を正確に把握する方法であるといえる。従って、本論文では、韓国経済構造の歴史の変遷の流れに基づいて労働運動の特徴と課題を考察する。

(2) 韓国の労働運動に関する研究の現状と課題

韓国の労働運動に関する研究は、まず労働運動そのものに内包されている政治的イデオロ

ギーと深く関連している。言い換えれば、労働運動は、言葉通りに既得権を持っているというべき経営者側および社会階級的に支配階級に対する批判と闘争という主張に基づいていることを意味する。但し、労働運動そのものは、既得権を保持していると言われている支配階級と、労働者を雇用している経営者側と労働政策を策定する政府側に対峙するものとして認識されていたとしても、労働運動に関する研究の形態は詳細に区分して把握することが可能である。そして補足すると、ここで紹介する先行研究の他に多くの研究があるが、ここでは代表的研究を中心に先行研究の特徴を分析する。

第一に、韓国の労働運動論の研究において最も一般的な研究としては労働運動史の研究がある。労働運動史に関する研究の特徴は、日本の植民地統治下の労働運動から解放以降の労働運動史の歴史を時期区分し、各時期別の労働運動の形態を説明した研究である。代表的研究としては、「キムユンハンの『韓国労働運動史』」がある。⁴⁾しかし、金を代表するこれらの通史的考察を行った研究形態は1980年代を最後とし、1990年代以降は通史的考察研究よりは特定の時期に焦点をあてた研究形態へ変わりつつあることが研究の変化である。⁵⁾その他、労働運動に関する歴史的研究の形態の一つは、経済史⁶⁾と民衆運動史の枠組みから労働運動の歴史を捉えた研究⁷⁾がある。さらに、労働者関連組織が自らの運動の歴史をまとめた研究がある。たとえば、韓国の労働者組織の一つである「韓国労働者総連盟（以下：韓国労総）」による歴史研究をあげられる。⁸⁾大きく区分すると、以上の四つの研究が歴史的視点に基づいた労働運動史の研究形態である。

第二は、労働運動を社会学的分析の視点から捉え、労働運動の構造、運動論と階層研究の形態で行ったものがある。労働運動と構造論的研究は、地域労働運動の分析および政治経済要因が労働運動との関係を理論的アプローチで捉えた研究である。⁹⁾もう一つの形態は、正統派の社会学研究の手法を用いた階層研究である。¹⁰⁾

この研究は、労働者という階層の実態と社会構造的問題によって生み出された労働者階層の問題点を指摘している。その中で、資本と賃労働は、階層研究の中で頻繁に取り上げる題材でもあり、階層研究の中でよく取り上げられる分析軸である。

実際、歴史研究の視点に基づいた労働運動の研究が1980年代以降停滞する一方、1980年代以降の労働運動論の研究はこの形態が主流を占めている。その理由は、1980年代半ば以降、労働運動はより実践的かつ多様化されていた。従って、企業別、産業別、地域別の労働運動の形態が異なり、韓国国内研究においては一つの企業、地域と産業に特化した研究が主流となったのである。その過程で、高度経済成長と民主化に伴い韓国社会では社会階層の固定化が進むようになったことも特異すべき点である。

しかし、近年の世界的金融危機の拡大と労働運動の展開の様子をみると、労働運動が広がる今日、今日の問題を理解する方法として、もう一度労働運動を歴史的に取り上げ、過去30年近く十分に行われなかった韓国の労働運動の歴史的特徴と課題を考察することは必要であると思われる。従って、次節では韓国の労働運動を通史的に考察する。

2. 朝鮮半島の労働運動の起源と性格 — 主要労働運動の事例を中心に —

朝鮮半島に近代資本主義が姿を現わしたと一般的に言われる時期は、1900年前後である。この時期、釜山と埠頭を中心に資本家と労働者という階級を構成する国内産業が形成される中で、全国各地に賃金労働者の急激な増加が見え始めた。他方、朝鮮半島内の情勢は、日韓併合が行われ、旧来の朝鮮王朝下の制度の土台が変わる時期でもあった。

19世紀後半から20世紀前半にわたって変化の様子を現し始めたこの時期、近代資本主義が普及されると同時に、散発的ではあるが、賃金労働者による労働運動も現れ始めた。そして、日

韓併合以降、1920年代、1930年代にかけて朝鮮半島では、日本の植民地統治下の経済・産業政策による工業化の推進に伴い、賃金労働者の数が急激に増加し、当然のように労働運動も徐々に拡大する様子を見せるようになった。¹¹⁾ 具体的にいえば、1920年代の前期、第一次世界大戦を通じて蓄積された日本の資本が朝鮮半島に入ることによって、工業化が進み始め、労働者階級が成長するようになった。その過程で、労働者の雇用環境をめぐる経営者と労働者の利害が対立し始め、賃金引下げなど労働条件をめぐる対立が現れるとともに、労働者組織が結成され、労働争議が発生するようになった。代表的な労働運動の事例としては、「1921年の釜山埠頭労働者罷業」、「平壤のゴム・印刷工罷業」、「元山の労働者罷業」などがあげられる。そして、この時期の労働運動は、労働者自身の自発的意思によって展開されたというより、一部のエリート主導で組織化された労働者組織を結成し、啓蒙運動及び抗日民族解放運動の一環として現れたと言われている。¹²⁾ 以下では、その事例の詳細を検討しながら、戦前の労働運動の特徴を概括する。

(1) 労働者階級の出現と階級闘争の展開 (1920年代前半、釜山埠頭の例)

朝鮮半島の労働運動の歴史を遡ると、本格的な労働運動の始まりは1921年9月21日に勃発した釜山埠頭労働者のストライキである。当時の労働争議に関する歴史的な位置づけをみると、まず1920年代初頭、前衛政党も合法的闘争指導部も持たない条件下で、資本家、官憲一体の分裂耕作、干渉、検挙に抗し10月初旬要求条件を勝ちとった彼等のストライキは、朝鮮民族解放運動の新しい段階の幕あけにふさわしく従来の闘争と異なる一連の特徴を持っていた。それは、①に、5000余名の埠頭労働者が参加したことから判断されるように、釜山府の運輸産業部門の労働者全体が、釜山商業会議所に結集した日本人資本家全体に対抗し闘争し、一時的であれ、朝鮮での物資運送をとめた点で、②に、組織力

量、労働者の集中性、生産面での重要性で、近代的プロレタリアートより劣るとされる埠頭労働者が大規模な組織闘争を展開した点で、③に、新しいタイプの争議指導者が登場してきている点で、社会の注目を集め、また今後発展されるべき芽をそのなかにもっていた。¹³⁾ 具体的に、当時の労働争議の変動をみると、次の表1から把握できる。

労働争議の変動をみると、1912年以降17年まで横ばいが続けるが、18年以降3・1独立闘争をなかにはさんで20年まで急激に高揚し、21、22年時期に一時的に争議件数が減少するが、再度22年以降増加し始めるという様子を見せている。そして、労働争議が高揚する中で、争議の要求内容は「賃金上げ」と「8時間労働時間保障」であった。そして、「賃金上げ」と「8時間労働時間保障」を要求した労働争議からは、初めて労働者が自らの権利を自覚するようになったという状況が見られるという。このような労働者の権利に対する自覚が始まる中で、1920年代初めの労働争議は戦後恐慌という経済状況が悪化し、さらに労働者の賃金上げは難しくなり、労働者の資本家に対する不満は高まった。そして、高まった労働者の不満は、釜山埠頭の労働争議の環境的要因となったのである。

釜山埠頭労働者の闘争は、釜山が日本の対朝鮮半島進出の最重要拠点として開港直後から三

菱（1876年）、住友（1880年）、日本郵船（1885年）、大阪商船（1890年）などが日本・釜山間の航路に進出、その支配権を完全に掌握し、さらに、1905年の京釜線開通に伴い1906年には下関・釜山間の関釜連絡線航路の国有化が行われる中で、釜山埠頭は“日本の資本家の進出過程で朝鮮人埠頭労働者の隊列が増大するなど、資本と労働の拡大という経済的状況と関連していたのである。

さらに詳しく、1920年代の朝鮮人埠頭労働者の状況をみると、“運送人夫で職業的に稼ぐものは極少数で、他の大部分は、失業者のチゲケンかさもなければ農閑期を利用して出稼ぎにやってきた農業者たちであった”¹⁵⁾と記されているように、埠頭労働者は熟練した技術を保持していない人々であった。特に、朝鮮総督府の「土地調査事業」による強権的な土地収奪政策の結果、多数の農民が農村から放逐され都市に集中し、都市細民として就業の機会を求めており、その集中的表現が朝鮮人労働者の最下層たる担軍（運送人夫）であった。従って、彼らの賃金は最も低い水準であった（表2参照）。

上記の表からみられるように、当時釜山埠頭労働者は、他の労働者より劣悪な状況におかれていることがわかる。しかし、前述したように経済恐慌が釜山埠頭労働者を直撃することによって、彼らの劣悪な状況はより悪化したので

表1 朝鮮半島におけるストライキ運動
(1912年—1924年)¹⁴⁾

	ストライキ件数	参加人員	ストライキ日数
1912	6	1573	—
1913	4	487	—
1914	1	130	—
1915	9	1951	—
1916	8	458	—
1917	8	1148	—
1918	50	6105	—
1919	84	9011	254
1920	81	4599	173
1921	36	3403	120
1922	46	1799	479
1923	72	6041	524
1924	45	5751	318

表2 賃金状況 (単位：円)¹⁶⁾

		釜山	全国平均
家作大工	日本人	3.33	3.66
	朝鮮人	2.38	2.35
	中国人	—	2.30
左官	日本人	3.63	3.93
	朝鮮人	3.05	2.45
車輛製造	日本人	2.40	2.83
	朝鮮人	3.46	2.07
製靴工	日本人	2.30	2.00
	朝鮮人	2.65	1.96
活版植字工	日本人	2.00	1.65
	朝鮮人	2.40	1.48
人力車夫	日本人	3.00	2.00
	朝鮮人	2.87	2.30
担軍	朝鮮人	1.23	1.10

(朝鮮総督府『統計年報』1921年度版)

ある。具体的にいえば、埠頭労働者が減少し、賃金の減退により生活苦が急速に増大し始めたのである。その中で、資本家側は、不況を理由に運輸業者側は賃金引下げを画策した。一方、労働者側は賃金引上げを要求し、両方の対立が顕著に現れ始めた。そして、釜山埠頭労働者は当時朝鮮半島全域に拡大していた社会主義理念の影響を受けながら大規模の労働争議に突入したのである。

まず釜山埠頭労働者の争議は、運輸業者側の賃金引下げを計画したのに対して、埠頭労働者側は不況という経済的状況下で貧窮な生活に直面しているにもかかわらず、運輸業者側がむしろ賃金引下げを画策していることに憤慨し、4割の賃金引上げを要求する嘆願書を提出した。しかし、その後、労働者側は、業者側が協議という名目で時間を稼いでいると判断し、内国通運、商船組、郵船組、田中組などの連名で再び賃金の4割また5割の引き上げを要求する嘆願書を提出し、会社側との交渉を始めた。以降、労資相互の数回にわたる話し合いは行われたが、会談は決裂し同盟罷業に至るようになった。1921年9月26日、5000人以上の埠頭労働者が争議を展開する中で、官憲、資本家も見守るだけでなく対抗する様子を見せ始めた。そうすると、官憲は、埠頭労働者の争議の長期化は会社の利益の激減だけではなく、朝鮮半島全体の経済に大きな支障をきたすと判断し、多くの労働者を検挙した。さらに、労働争議が長期化されると、資本家側は代替労働力を確保する方法として、釜山近郊の農民を出稼ぎ労働力として確保しようとした。しかし、農民も、埠頭労働者の賃金の低さを聞いていたため、十分な労働力は確保できず、企業側においても争議の長期化の被害を受ける企業とそうではない企業とに分かれるようになった。このように企業側の経営状況が悪化する中で多くの労働者が検挙され、争議が収まる様子が見えず、ストライキが長期化すると、再び運輸業者代表7人と争議労働者側代表13人が集まり、会合が開かれた。長時間の会談が行われたが、両者は主張を譲らず、結

局釜山商工会議所の花環書記長に事態の解決を一任することに意見が一致した。結果、企業別に賃金引上げの水準は違うが、全体的に平均して一割弱の賃金引上げを行うという結論を導き出した。そして、この争議は、埠頭労働者の勝利として認識されるようになったのである。¹⁷⁾

上記のような釜山埠頭労働者の争議を分析すると、同争議は二つの特徴があると考えられる。第一は、朝鮮半島の労働運動史において初めて本格的に労働団体の組織化が図れたことである。過去の小規模の争議形態から脱皮し、埠頭労働者の連盟を結成し、同盟罷業を展開するなど、組織的活動の様子を見せたことからその意義を発見することができる。第二は、埠頭労働者の争議の背後には、夜学などで社会主義理念を学習した労働者の指導層が形成され、彼らの労働者階級としての自覚が形成されていたことが特徴である。特に、夜学は労働者の前述した労働者組織の結集を促す前提となり、その後の労働運動にも影響を与える要因となったのである。

(2) 独占資本の形成と労働者の階級闘争の深化 (1920年代後半、元山ゼネストの例)

釜山埠頭労働者の労働争議以降、日本の植民地統治時代において注目されている労働運動の一つは、1920年代後半に発生した「元山ゼネスト」と呼ばれるものである。1929年1月14日以降、同年4月上旬に至るまで約80日間、これまでにない激しいゼネストが、朝鮮半島東北部において展開されたのである。参加人数は、約3000人、家族を含めると1万人以上の人々が参加したストライキであった。さらに、争議が発生した当時の時代状況においても、1927年の金融恐慌により経済状況が悪化していたため、資本家階級は労働者の賃金を引き下げ、労働者はそれに対する抵抗を始めた時期であった。¹⁸⁾このような時代状況下で、最も激しい展開となった争議が「元山ゼネスト」であったのである。以下では、その争議の具体的な状況をみていく。

元山労働者のゼネストは、1880年の元山開港後、荒れ放題になっていた元山港が、日本資本主義の朝鮮戦略、略奪の前哨基地に変わり始める頃から、埠頭労働者の粘り強い闘争の中で準備されてきたものである。開港直後、現れた元山埠頭労働者は、比較的早い段階でマルクス・レーニン主義の思想を学習し、元山に社会科学研究会を設立し、研究会を母胎として労働階級の集結を促す元山労働会を組織した。さらに、元山労働会を発展させた元山労連を創設し、元山労働者たちの組織的闘争の土台を構築するようになったのである。

元山ゼネストのストライキは、「ライジングサン石油会社」の労働者の争議から始まった。同社は、イギリスの管理人の他は日本人が主要役職を占めていた。ある日本人幹部が、朝鮮人労働者を酷使させながら、殴打した事件が発生した。特に現場監督（兇玉）の暴力は常に労働者の反発の対象であったため、これ以上我慢できないという労働者たちが元山労連にその事情を説明し、訴えた。そして事情を理解した元山労連が決起することになった。労連は、労働者の正当な待遇改善と賃金上げを骨子とする闘争を展開し始めた。そして、元山労連の闘争は、労働者階級の地位を向上させようとする政治的問題に注目していた。この争議の結果、元山労連を中心に、労働者の組織的連係が図られるようになり、日本の資本家と官憲もこれ以上黙認することは出来なかったのである。特に、商工会議所のスト破壊活動の要望を受け、ストライキに対する官憲の弾圧が始まった。元山警察は争議の指導者を検挙し、在郷軍人会と日本人青年団は警察の弾圧に一助した。しかし、争議が長期化することによって、貿易、運輸で支えられた港湾都市元山の経済的破綻が生み出された。そして、事態の悪化を憂慮した元山市民協会は調停を図ったが、その調停も失敗に終わった。そうすると、元山労連、労働者の争議は、農民たちとの連携、そして他の地域労連（全羅、慶尚など）との協調路線を張り、闘争を展開したのである。さらに、協調路線は朝鮮

半島内の労働者に限らず、日本の労働者階級からも支援を得られるようになった。日本の労働者階級は、元山労連に激励文を送るとともに、ソ連と中国との労働者の支援を呼びかけ、金属労組などの業界別の応援を促したのである。勿論、国際的声援の背後には、左翼労働組合の共同前線を構築しようとする狙いと、社会主義理念に基づいた労働者組織の国際的同盟を強化しようとする意図が、元山ゼネストの時期と合致したからである。このような声援を受け、国際的労働者組織の支援を受けた元山ゼネスト闘争は、争議の長期化とともに、闘争戦略が次の二つの方向へ変ることになった。第一に、合法的闘争のみにより、日本官憲の弾圧に対する戦いに臨もうとし、法曹界との協力に期待したのである。第二に、一連のストライキによる成果に基づいて活動家と労働者は、ゼネストを続けることによって必ず調停過程で自らの要望の一部分を貫徹できると考えていた。しかし、このような指導部の戦略的方針転換は、期待に反し、継続的な日本官憲の弾圧と元山労連内部の多くの戦闘的労働者の反発によって、指導部が多くの労働者の信頼を失う結果を招き、指導部が辞退するという結果になった。その後、益々強い弾圧をかけてきた日本官憲に対して、最後の闘争を決起するようになった。選出された中心的労働者よりなる労働者糾察隊の決死隊員十数名は、労働会事務所を襲撃し、書記以下数名を打ちのめした。このような戦闘的労働者の動きが問題になると、再び改良主義者を中心に調整を図ろうとする官憲の動きが現れた。その結果、元山ゼネスト闘争は、労働者内部において改良主義者の支配の強化、官憲の弾圧による戦闘的労働者組織の切り崩しによって、元山労連が主導したゼネスト闘争は幕を閉じたのである。

元山ゼネスト闘争の経過を踏まえてその特徴と分析すると、次の三つの点にまとめることができる。第一は、元山ゼネスト闘争は過去の労働者の賃金上げなどの経済的闘争の枠組みを超え、労働者階級が直面している状況は日本の植民地支配という政治的要因に起因していると

理解し、支配階級との戦いに臨む政治的闘争の性格も内包していることである。第二は、労働闘争が労連という地域組織を主体に展開されると同時に、国際的労働者組織の支援を受ける、国際的連帯に基づく闘争へ発展したことである。逆説的にいえば、国際的労働者階級の声援を受けるほど、朝鮮半島内に労働者の階級意識が高揚したことを表している。第三は、労働闘争の戦略が、戦闘的闘争と合法的闘争という闘争方法論をめぐる対立が労働者組織内に初めて提起され、一部の指導部の方法に従順であった労働者たちの行動が各自の闘争方針によって分かれる様子を見せ始めたことである。この三つの特徴に基づいてみると、元山ゼネスト闘争は、朝鮮半島内の労働争議のあり方が単に労働者の賃金引上げという単純なものではなく、より政治的性格を内包する複雑な問題に取り組む労働者階級闘争であると理解できる。

(3) 労働者の階級闘争の政治闘争への発展 (1930年代、平壤ゴム工場の例)

日本の植民地統治下の労働運動が、賃金引上げと待遇改善を重視する経済的闘争および日本の官憲の弾圧や資本家の労働階級に対する搾取に対して抵抗する政治的闘争が結合する形で展開されるようになった。しかし、1930年代に入り、労働運動は経済的闘争から政治的闘争へと比重が重くなる方向へ展開するようになった。以下では、平壤のゴム工場の労働争議の事例を中心に、政治的闘争の内容を検討する。

1920年代初期、朝鮮半島の人々の生活様式は日本の近代化政策の影響と欧米の文明が入ることによって変化し始めた。特に、生活様式においては、衣服と生活用品などの様々なものが欧米化され、ゴムが材料として用いられるようになった。すなわち、ゴムの需要が拡大し、小規模の資本及び生産設備が増加したのである。このような生活様式と文化の変化に伴い、ゴム工業所が設立されたのである。そして、需要の拡大により、ゴム工場は全国各地に設立されたが、特に平壤は朝鮮半島の中でゴム生産の重要

な地位を占めるようになった。

しかし、経済恐慌下において生産基盤を拡大していたゴム工場も厳しい局面におかれ、朝鮮総督府は、恐慌を乗り切るための十分な対策を立てることが出来ない状況であり、企業が自力で乗り越えるしか方法がなかったのである。そのため、企業は自社の存続を保障するために、まず労働者に対する賃金削減・解雇が当面の課題として浮上した。実際、当時企業が直面している状況を代弁するような形で、“炭鉱、鉄道運送、ゴム工場等は決議を以て全鮮適労銀の値下げを発表”¹⁹⁾するに至ったのである。そして、経済状況が悪化する中、労働者も企業側の賃金削減と解雇通知に従順に引き受けることはなく、当然のように抵抗し始め、ゴム労働者の労働組合が結成されるようになった。

平壤ゴム職工組合の創立は、1926年に結成され、その3年後、1929年に平壤大同ゴム工場労働者が賃金引下げ反対闘争を始めての争議として展開した。そして、争議をきっかけとして組織力を確立するとともに、最低賃金要求、無断解雇反対を決意し、恐慌下の激しい情勢の乗り切りを図った。しかし、恐慌は深まり、ゴム製造業者による賃金引下げと解雇の動きが急激に高まり、平壤西京商工株式会社の労働争議を筆頭に監督横暴・賃金引下げ反対闘争を展開した。その後、次々他者の労働者が争議を展開し、無断解雇反対・不良品賠償制度廃止・監督排撃・賛助会の労働者運営などの要求条件を掲げ、争議を断行し、多くの部分を貫徹させた。²⁰⁾すなわち、初期の平壤ゴム労働者の争議は、賃金、雇用、生産品質、福利厚生まで多様な項目を要求条件と掲げ、展開したことが特徴であった。

しかし、恐慌後、さらに経済情勢が悪化すると、企業側もこれ以上賃金引下げと雇用の保障を維持することは困難となった。その結果、発生した労働争議において労資間の協議は決裂し、愈々単なる経済的要求を勝ち取る闘争から、広範なる社会的諸権利を獲得する闘争に拡大する兆候を見せ始めたのである。実際に、労

働者の争議が社会的権利を要求するものへと拡大されると、企業側は労働者組織の団結力を弱体化させるために、高級技術労働者に対しては賃金引上げを、一般労働者は賃金引下げの案を示し、労働者組織の分裂を図った。但し、経営者側の労働者組織分裂策は、争議の拡大を止めるには至らなかった。このような状況を見かねた日本の官憲は調停案を提示した。

しかし、日本の官憲の労働争議の仲裁策は、改良主義労働者の人々の受諾を引き出したが、その調停案に反対する戦闘的労働者組織の出現によって再び争議が深刻に展開されるようになった。その結果、日本の官憲は、弾圧を強化し、そのため検挙者が続出した。争議が激化した時期の検挙者の数は63人に達し、解雇者は200人を越えたのである。すなわち、官憲の弾圧が強化され、解雇者が増えることで、抑圧に耐え切ることが難しいとゴム労働者は判断し、彼らの争議は終結することとなったのである。

平壤ゴム労働者争議の事例を分析すると、同争議には二つの特徴がある。第一は、労働争議の形態がまず賃金切り下げに対する反対闘争を展開することで、賃金引下げ反対闘争は単に平壤ゴム労働者の賃金削減ではなく、恐慌下で朝鮮半島全域の労働者が共通に直面していた賃金引下げの問題に対抗しようとしたということである。第二は、常に労働争議が激化すると、日本の官憲の弾圧が強化され、労働者側は官憲の弾圧に対抗する過程で単なる賃金引下げ反対という闘争の枠を超え、日本の植民地統治に対する抵抗意識を内包した政治的闘争へと展開するようになったということである。すなわち、平壤ゴム労働者の争議の事例を分析すると、この争議に参加した労働者の特徴は、彼らの経済的要求（賃金引下げ反対、解雇反対）を貫徹させようとした争議から労働者としての社会的権利の保障へ、さらに日本の官憲の弾圧が厳しくなると支配体制に対する抵抗意識を内包した政治的闘争へ発展するという構図を示していたと理解できる。

(4) 戦前の朝鮮半島の労働運動の歴史的性格の分析

日本の植民地統治下の労働争議の三つの事例検討に基づいて、この時期の労働運動の特徴を把握すると、まず労働運動は主に二つの形態で展開されたと説明できる。

第一は、労働争議の発端は労働者の賃金引下げに対する反対闘争であったことである。当時、朝鮮人労働者は、生活費にも満たない低い水準の賃金を貰っていたため、賃金引下げ反対及び引き上げを要求する闘争を優先的に実施したことは当然のことであったといえる。実際、当時の労働者の声を引用すると、“業者は、賃金を引き下げるのは収支が合わないためのやむを得ない措置であるというが、労働者が飢え死にしても関係ないということでしょう。自分たちだけが利益を上げればよいということです。本当にこのように業者を見方にする世の中に、これ以上住みたくない心境です”²¹⁾と述べている。労働者の声から見られるように、労働運動の始まりは賃金問題であり、その枠組みに基づいて分析すると経済的闘争から始まったと理解できる。

その後、労働運動は、賃金問題だけではなく、日本人監督の暴力行為に対する反発として展開された。その過程で、労働者の処遇改善、すなわち社会的諸権利の保障を要求する争議へ発展することになる。そして、労働者の社会的権利の保障を求める労働運動では、外国労働者組織からの支援が朝鮮半島の労働運動において大きな励みとなったのである。すなわち、第二は、日本の労働者組織と社会主義思想家の支援を得て²²⁾、経済的要件を中心とした争議から社会的権利の保障を求める形で、経済的闘争と政治的闘争を結合する基盤を構築する形で展開されたという点である。さらに、経済的闘争から出発した労働運動を実現させた要因として指摘されているのは、1920年から組織され始めた労働者組織の結成である。例えば、1919年組織化された「朝鮮労働共済会」は、民衆衛生の奨励、職業斡旋、知識・品性向上などの一般労働

文化の普及を提示し、1920年に結成された「朝鮮労働連盟会」は新しい社会建設、階級闘争などを目標として活動するなど、労働者組織の結成が労働運動を支えるもう一つの要因となったのである。²³⁾

このように日本の植民地統治期の労働運動は、1920年代初めは賃金引下げ反対と処遇改善という社会的権利保障を求める経済的闘争が中心となり、1920年代半ばは「元山ゼネスト」の例からみられるように労働争議は外国労働者組織の支援を受け、労働者の地位と権利の保障を求める政治的闘争の風潮が現れるようになった。そして、1930年代に入るとは、労働者組織の量的・質的成長に伴い、労働運動が拡大されるが、その過程で旧来の非合法的労働運動が官憲の弾圧の強化を背景に、暴力的闘争に変化したことも事実である。さらに、社会主義理論で武装した労働運動のリーダーが出現することによって、労働運動の主導権は社会主義を従う人々が中心となり、政治的闘争へ転換する様子を見せるようになり、その闘争は1930年代半ば以降、武装抗日闘争へ展開することになる。

しかし、1930年代半ば以降、朝鮮半島の労働運動が革命的労働闘争へと展開され、労働者階級が社会変革の主体として成長する姿を見せ始めたことは事実であるが、労働者組織の抵抗は日本の官憲の弾圧による指導部の検挙によって、一般労働者の活動が衰退する結果となった。結局、労働運動において組織的成長は見られるが、労働者個人が労働者階級としての自覚と主体的に運動に参加するための力量を形成するには至らず、指導部の組織的活動へ動員されてきたという側面があったといえる。²⁴⁾

日本の植民地統治下の労働運動は、経済的闘争から政治的闘争へ展開され、運動自体の発展は見られるが、労働者個人が労働者階級としての自覚と主体的活動に参加する能力は形成されていない、前近代性格を内在していたままであったと考えられる。ある意味、資本家と労働者組織の対立という構図の下に、労働者組織内には、社会主義理念で理論武装し、革命的闘争

を主導するという一部指導層が一般の労働者を動員する形での支配構図が形成されており、この点がこの時期の労働運動の前近代性を表していると理解できる。

3. 韓国の労働運動の発展と課題

(1) 米軍政期の労働運動（1945年—1948年）

日本植民地統治から「解放」された後、米ソの信託統治決議を経て、韓国は米軍政が主導する資本主義体制に編入され、各企業は日本人の資本家及び親日派の財産を接収し、管理し始めた。²⁵⁾そして、米軍政は自らの資本主義体制の理念に基づいて自発的かつ民主的管理の現場運営・管理を実施するようになった。その過程で、米軍政の日本人資本家が去って残られた企業・工場などは、韓国人の企業人に払い下げられ、親日派と呼ばれて企業家と保守派の性向が強い資本家が日本人の企業と工場を引き受けた。²⁶⁾その結果、米軍政の政治的意向に服従する形の「官僚資本」²⁷⁾と呼ばれる形態が、米軍政下で生まれた。

日本植民地統治下の資本が韓国人の企業家に払い下げられ、新興企業家が出現する一方で、労働者側も1945年11月、「朝鮮労働組合全国評議会（以下：全評）」が結成された。「全評」は、元々、1930年代後半の社会主義者たちの非合法的労働運動から始まり、米軍政下で結成されるときも、彼らの思想を受け継いだ人々が中心となっていた。そして、結成から間もなく、「全評」には全国規模の産業別単一労組下に50万人の組合員を包括し、解放直後の労働運動の主流を形成するようになったのである。

しかし、「全評」の労働運動は、経済的闘争というより、政治的闘争に集中していた。「全評」の場合、進歩的民主主義国家という目標を掲げていた。具体的にいえば、政治的闘争を重視した理由としては、日本植民地統治期の親日派、売国奴、民族反逆者の処分と、依然として彼らが米軍政下で植民地下の日本人資本家の資産を払い下げられることに対する反対意見を示

し、闘争を始めたからである。さらに、その闘争の中で「全評」は米軍政の韓国の統治反対、民族統一など、政治的事案を労働運動の重要事項として掲げることで、労働者が法的措置を踏むこともなく、資本家の工場を自らが勝手に接収・管理しようとする闘争を展開した。当然、このような「全評」の争議は米軍政も黙認できない問題であった。²⁸⁾

その結果、米軍政は、「全評」を不法組織として規定し、韓国の右翼政治家たちの支援を得た「大韓独立促成労働総連盟（以下：大韓労総）」（1946年3月）を結成させ、支援した。この事態になると、「全評」は鉄道労組を中心に総罷業を展開、60万人が参加する2388件の争議を主導した。しかし、不法組織の労働争議に対する米軍政の規制が強化されると、北朝鮮の支援を得て地下闘争を展開するようになる。結局、「全評」の不法的闘争は、1948年5月、韓国単独政府の樹立直前まで続いた。社会主義思想と非合法的労働闘争という日本の植民地統治期の負の遺産を踏襲し、社会主義理論で武装し、一般労働者を動員した「全評」の労働運動は、米軍政期の代表的労働運動であるが、労働者の権利や利益を度外視し、組織の政治的理念を貫徹させようとした運動の問題点を明らかにしたのもであると理解できる。

(2) 「解放」後の労働運動（1945年－1950年代）

1948年、米軍政から権限を移譲し、樹立された韓国政府は、憲法に労働3権の保護を明記し、勤労基準を法律として定めることで女性と子どもの労働行為からの保護を明文化したのである。当時の法律としては珍しく、労働者の利益配分の公平性を担保しようとする内容まで憲法に保障するほど、先進的な法律が制定されたのである。さらに、1949年には、社会部の労働局において勤労基準法、労働組合法および労働争議調停法などの草稿が完成され、法制処の審議を経て、国务会議の議決を得て、国会に提出する段階まで進められたのである。その後、朝鮮戦争が勃発することによって同法の制定は保

留されたが、1953年の戦争が休戦状態に入るとともに、休戦後制定・公布されたのである。

朝鮮戦争を経て、韓国の労働者の労働運動は、「解放」直後の左派勢力の組織であった「全評」を打倒した右派的性向が強い「大韓労総」の主導下で展開されるようになった。この当時、労働運動の主要な活動としては、李承晩政権の不正選挙による自由党（与党）の長期政権に反対する「四月革命（4.19革命）」に火がつき、執権勢力の御用団体であった「大韓労総」の組織再編運動をあげられる。「大韓労総」の組織再編運動過程で労働運動は、1959年末558の組合組織の会員数から1960年914組合へ増加させるとともに、指導部の交替を実現させた。さらに、全国労働者組織の再編を軸とする労働運動は、「大韓労総」の組織改革に留まらず、「大韓労総」に属さない独立系労働組合を結成するとともに、労働者の人権保護、地位向上、労使間の平等な関係の確立、世界平和への国際貢献を掲げる新たな労働者組織の設立を図るに至った。²⁹⁾しかし、「大韓労総」の組織改革と同団体からの独立を図る労働運動は、御用体質の改善という一定の成果をあげながらも、独立系の労働者組織の結成までは実現されなかったのである。このような労働者をめぐる組織的動きを踏まえてみると、この時期の労働運動は、「四月革命」による韓国社会の民主化の動きに同調し、自発的労働理念の確立と、労働者主導による政府側の労働組織主導に便乗する組合活動への見直しが行われたことが特徴として把握できる。³⁰⁾

詳しくいえば、この時期の労働運動は、組合内の民主主義を実現する過程で組合内の対立、葛藤が表出され、労働組合の民主化が主要な焦点となったのである。これに留まらず、教員労働組合の組織化が図られ、生産・技術現場の労働者の他、知識層の労働者の組織化の議論が浮上したのも特徴であった。すなわち、この時期の労働運動は、労働者が資本家と賃金をめぐる対立を図る闘争の形から発展し、労働者自身の社会的地位と労働組合組織の民主化という労働

者自らの尊厳と人間性の回復という視点に着目し始めたことが特徴であると理解できる。実質、教員が労働者として自らを位置づけること自体が、旧来の韓国の「武」より「文」を重用する社会的風潮からみれば、知識層が労働に対する理解を深めるとともに、労働者の人間性の回復が民主化の過程で注目され始めたと考えられる。

しかし、労働者組織の民主化、労働者自身の地位向上と人間性回復の性格が強かった労働運動は、1960年代軍事政権の登場とともにまた新たな局面に直面することとなる。

(3) 経済発展期の労働運動 (1960年代—1970年代)

「四月革命」によって民主化の機運が高まったが、政治状況は保守既成世代の政治家と急進的民主化を求める学生勢力との対立は激化し、社会的状況は困難が続いていた。このような政治的状況の困難に不満を抱いていた朴正熙を中心とする若手軍人はクーデターを行った。そして、クーデターによって政権を握った朴正熙は、長期的経済計画を構想する中で、労働政策の重要性を自覚し始めた。

朴正熙政権は、執権初期から労働問題を積極的に取り上げ、1961年12月勤労着準法を改正した。そして、翌年(1962年)12月には、公務員の団結権、団体交渉権および団体行動権を制限する法律を制定し、民間労働者と公務員との労働権の相違を明確に示した。このような労働関連法案の改正を行った後、朴正熙政権は経済発展の推進を本格的に図ることになる。但し、朴正熙政権は、公務員のみでの労働争議・闘争活動の制限では急速な経済発展を展開することは困難と判断し、1963年には労働組合法、労働争議調整法および労働委員会法を全面改正し、1970年代には外国人の投資を拡大させる目的下で、外国人投資企業の労働組合および労働争議に関する臨時特別法を制定したのである。労働争議を制限する法律の骨子は、全国規模の労働組合の組織化においては事前に承認を得られるこ

と、労働争議の妥当性を検証する段階をもうけるといった内容が盛り込まれていた。³¹⁾

このように経済発展を優先事項とする朴正熙政権の政策において労働関連法案は、企業側の活動を展開する上で労働争議などの労働問題が妨げにならないような、環境を醸成することに主眼がおかれていたと理解できる。

しかし、一方で労働団体の動きをみると、まず「大韓労総」の分裂によって労働者の結集力の弱体化を克服するために、1961年8月、「韓国労働組合総連盟(以下:韓国労総)」という朴正熙政権お墨付きの新しい労働者組織が結集されるようになった。「韓国労総」の特徴は、政治的中立性を標榜し、労働争議の平和的解決と経済発展を優先する政策の支援というある意味政府寄りの活動方針を掲げ、全国的労働者組織としての活動を始めたのである。³²⁾特に、1970年代に入り、朴正熙政権が長期執権を図り、国家非常事態を宣言することになると、1973年に労働関連法案はよりその活動を制限する形で改正されるようになった。その意図は、朴正熙政権の長期執権に反対する学生運動が拡大される中で、労働組合においても経済的闘争を展開しようとする動きが現れ始めたため、労働組合の政治集団化を事前に抑制するための、法改正が必要となったからである。労働争議の活動に関する内容をみると、事前に争議活動の適合性を審査するとともに、国民経済に影響を与える事業分野は公益事業として政府が指定することを可能とし、その公益事業における労働争議はより厳格な審査によって争議の妥当性が検討されるようになっていたのである。³³⁾さらに、1970年代半ばに入り、朴正熙政権の労働政策は、労働者の全国組織である「韓国労総」に圧力をかけ、当時政権の労使協調政策の無条件受容を促した。そうすると労働組合側から反発が予想されるが、「韓国労総」場合は、当時の朴正熙政権の労働組合活動を制限する政策に対して異議を唱えるよりは、同政権の意向に沿った労働活動方針を各支部に通達を出すまで、従属的立場をとっていたのである。³⁴⁾すなわち、

「韓国労総」は当時の朴正熙政権の完全な支配下におかれ、政府の経済政策を支える労働組合活動を行う組織体であったと理解できる。

しかし、朴正熙政権の労働統制が厳しくなる過程において、労働者の不満は頂点に達していた。その例として表出されたのが、1974年の「現代」蔚山造船所の労働者闘争である。不払い賃金と処遇の改善を求め、労働者が闘争を始めたが、短い期間で終わった。さらに、労働者運動の象徴である「ジョンテイル (전대일)」の分身自殺事件、「東一紡織」の女性労働者の争議活動、「YH貿易」の女性労働者の争議など、経済開発を優先するあまり、労働者の劣悪処遇、犠牲を求める政策に対する労働者の抵抗が頻繁に発生した。その過程で、女性労働者が公権力の弾圧過程で、なくなる事件が発生した。この事件を期に、成果至上主義の経済発展政策の背後に、多くの労働者の犠牲と抑圧の構造が韓国社会に内包されていたという事実が見え始めるようになったのである。

この時期の労働運動の特徴は、若い労働者と女性労働者が自らの劣悪な処遇の改善を訴え、団結した運動を展開する中で、自らは経済開発の道具ではなく、人間としての基本的生活権を獲得すべき存在として自覚し始めたことである。儒教の国において若い人は、大人に逆らうことが許されない環境で、一人の人間としての存在を謳った行動と男尊女卑の文化の中で女性労働者が自らの存在価値を訴えた行動は、今まで韓国の社会文化の中で隠れていた若者と女性が自らの人間性の回復を求め始めたことと理解できる。すなわち、全国的な労働争議の活動は無かったが、この時期の労働運動は、経済発展政策の背後で、人間性の回復という労働運動の性格が内在していることを示唆していると考えられる。

(4) 民主化推進期の労働運動

(1980年代—1992年)

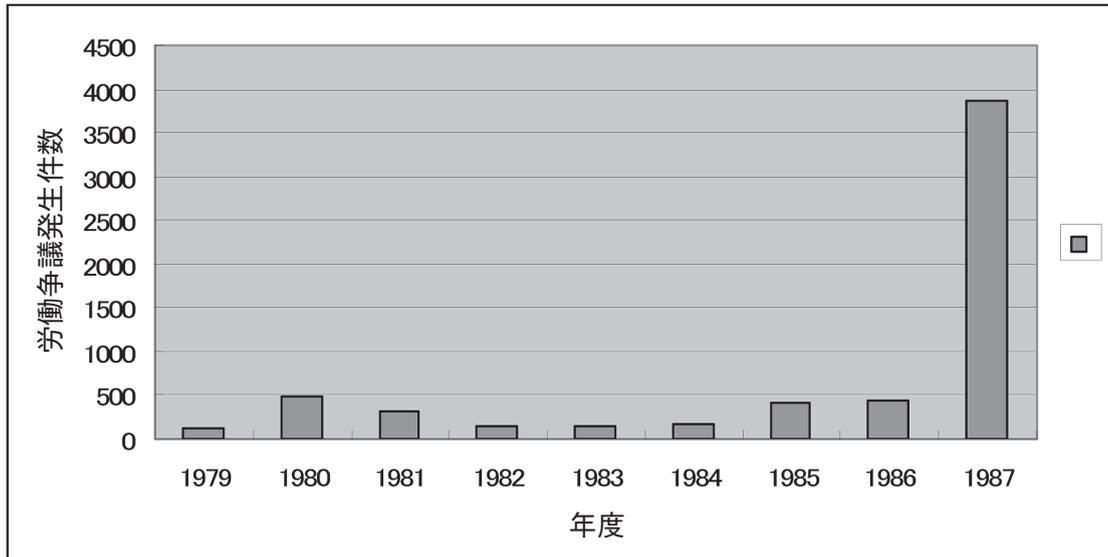
1979年、朴正熙政権が終焉を迎え、全斗煥政権が誕生した。政権初期の社会的不安な状況の

中で、全斗煥政権は、労使協議会を作り、労働争議の予防に重点を置く、労働関連法案の改正を行った。

しかしこの時期、政府の労働政策の意図とは異なる形で、経済成長を背後に民主化運動の波が拡大される中で、様々産業別労働組合の労働運動が展開されるようになった。具体的にいえば、1980年5月の労働部の集計によれば、労働争議は809件に達し、1970年代では想像も出来ないほど増加したといわれるようになった。³⁵⁾ そうすると、全斗煥政権は労働運動に関する弾圧を強化し、労働組合幹部の調査・拘束、労働組合組織の解散を促し始めた。³⁶⁾

全斗煥政権の労働組合に対する統制が強化されると、労働運動側もその対抗策として、現場労働者と知識人を中心とする連携が広がるようになった。まず、民主的労組を組織化するために、日常的要求を積み重ねる闘争方法が普及され、政権側の統制にもかかわらず各現場では新規労組が組織化されるようになった。³⁷⁾ 新規の労働組合組織を統合した労働運動は、賃金闘争という経済的闘争を切り口として、産業別・地域別労働組合の連携を図り、1985年に入ると政治的闘争へ転換し始めた。このような政治的闘争は1987年の段階でより本格的に展開されるようになった。具体的にいえば、民主化運動の過程で大学生がなくなるなど、全斗煥政権の抑圧が強化されると、同年7月・8月、労働者たちは①低賃金と劣悪な労働条件の改善³⁸⁾、②持続的政府側の企業統制の撤廃、③労働者の社会・経済的地位の向上と④公平な成果配分を掲げる全国的労働運動を展開した。具体的にみると、この時期の労働運動は、「現代」財閥系列企業の労働争議を発端に、「泰光産業 (東洋ナイロン)」労働者の罷業、「韓国重工業」、「三星重工業」の労働争議へ発展し、各産業と全国的争議へ拡大したのである。この時期の労働運動の発生件数は以下のように把握できる。

全斗煥政権下の労働運動は、過去に類に見られないほどの各産業別・地域別全てにおいて拡大されたという点は特徴としてあげることがで

図1 軍事政権下の労働争議の発生件数の推移³⁹⁾

労働部『労働白書』労働部1979年－1983年。経済企画院『経済白書』経済企画院1984年－1987年。同資料から作成。

きる。しかし、1970年代まで抑圧されていた労働運動が一気に拡大されたこの時期の労働運動の現象を分析すると、以下のような論点を発見することができる。

第一に、労働者の自主的連携に基づき、全国的レベルで労働運動が展開されたということである。第二に、労働争議が、若手及び女性労働者という弱者を軸とする争議から、男性労働者を含む、労働者全体が関わる形の労働運動へ拡大されたのである。第三に、労働者は経済的闘争に留まることなく、労働者の人権と権利を向上させる手段として組合を位置づけ、労働者の解雇へ規定を求めるなど、企業内において労働者の民主的かつ主体的権利を要求する社会的地位向上を主眼とする運動へ発展したということである。

このような1980年代の労働運動の特徴をさらに突き詰めて分析すると、この時期の労働運動は、賃金及び処遇改善を重視する経済的闘争に留まることなく、労働者が民主主義を実現する主体であると認識し、自らを政治的主体として位置づけようとしたことに特徴がある。本来なら、雇用主に雇われ、命令された業務を遂行

し、実際社会変革を担う主体としての意識は欠如していた彼らが、政治的主体として自覚し、その認識を労働運動という形で表出されたということは、彼らが民主化過程において自らの主体として位置づけ、能動的な社会参加を行うようになったことを意味する。すなわち、労働者は政治的主体かつ能動的な社会参加の一員としての人間性を自覚するようになったと理解できる。政治的主体かつ能動的な社会参加を担う主体としての労働者の出現と労働運動の展開は、日本植民地統治期の労働者の抗日闘争に携わる意識と類似しており、長い軍事政権の統制下で抑圧されていた意識が人間性の回復とともに、能動的な社会参加の主体として一段階成熟するきっかけとなったと分析できる。

次項では、韓国の政治体制が民主化に伴い文民政権へ移譲された後、どのような形で労働運動が展開されたのかという点を中心に検討する。

(5) 政治的民主化の定着と労働運動 (1992年－現在)

1989年を頂点として韓国の労働組合の組織率は減少しはじめ、労働運動の拡大が一定の安定

期を迎えるようになったと分析されるようになった。そして、労使関係の改善を図る関連法案が文民政権と国会の間で議論されるなか、労使改革委員会と労使政委員会など、文民政府と国民政府において労使関係は重要な事案として位置づけられた。このように労使間の話し合いを重視する政策が推進されるとともに、労働運動も、旧来の「韓国労総」の他、多様な労働者の意見を代弁する当然の従順として、異なる立場から労働者の連携を図る「民主労総（正式名称：全国民主労働組合総連盟）組織準備委員会」と代表される新しい労働者組織が結成されるようになった。そして、文民政府以降の労働運動は、「民主労総」を中心に展開することとなる。従って、以下では、「民主労総」の活動を中心に、1992年以降の韓国の労働運動の展開を考察する。

この時期の労働者組織の多様化と運動の展開を詳しく検討すると、まず1987年に遡る必要がある。1987年の韓国の労働運動の大闘争は、軍事政権下で抑圧されていた多くの労働者を触発し、これをきっかけに労働者の権利の拡張を目指す本格的な労働闘争が全国に広がった。しだいに労働者の連帯を図る動きが具体化し、統合型の組織結成の機運が高まって、1990年には結成準備の会議体として「全国労働組合協議会」、1993年には「全国労働組合代表者会議」が設置された。同年、32年に及ぶ軍事政権が終焉を迎え、文民政府の金泳三政権が誕生した。翌1994年には「民主労総」が設置された。のちに民主労総の中心となる活動家らは1995年に入ると、賃上げ要求を軸とする社会改革闘争を展開した。この頃から「民主労総」の組織理念と闘争路線が明確に打ち出されるようになった。そして、1995年11月11日、創立代議員委員会を経て「民主労総」が発足した。この時点ではまだ、労働関係法の複数労組禁止規定のため、政府当局未公認の非合法組織であった（ナショナルセンターとして当時、唯一公認されていた労働組合連合は「韓国労総」）。

1996年12月、金泳三政権下の与党・新韓国党

は、野党と労組の反発を呼んでいた労働関係法改正案と国家安全規格部（現：国家情報院）法案を国会において与党単独で強行可決した。この労働関係法改正案では、国際労働機関（ILO）が再三勧告していた複数労組制は認められたものの、政府の当初の約束だった1997年より先送りして、2000年実施としていた。労働組合の政治活動禁止規定は削除された。しかし、経営上の理由による余剰人員削減を可能にする整理解雇制を導入し、経営悪化や技術革新などのしかるべき理由があれば企業は条件付きで従業員の解雇ができるなど、使用者側に有利な内容が多かった。

金泳三大統領は当初「労働法の改正は経済の競争力回復のためのやむを得ない措置」とし、ストなどの労働争議に対しては「法による断固たる処置」を指示していたが、野党と労組の反発は予想外に強く、このままでは国民の支持を得られないと判断、対話路線への転換を余儀なくされていた。折しも1996年末、労働関係法改正に反対する「現代自動車」労働組合による労働争議が活発化していた。また、軍事政権時代に公認され、当時唯一のナショナルセンターとして労使協調路線を歩んでいた「韓国労総」も、結成以来初のストに突入した。「民主労総」はこうした一連のできごとを、より多くの労働者を闘争に巻き込む転機とみなし、1997年1月、労働関係法改正反対で全国の労働者に団結を呼びかけて一斉ストを主導した。「毎週水曜日にスト実施」という方針により、自動車、造船など製造業を中心にストを行った。「現代自動車」と「現代重工業」の労働組合も参加組織の中に含まれていた。

一方、野党側は金大中「新政治国民会議」総裁と金鍾泌「自由民主連合」総裁が共闘し、一千万人署名運動など労組のストに加勢して、来る大統領選に向けて政権側をさらに追いつめる構えを見せた。実際、「民主労総」の集計では、1月22日のスト参加人員は、地下鉄や病院など公共部門を除く150労組、約15万人（政府集計では53労組、6万8千人）に達した。この

時のストの全国的な展開は、「民主労総」の社会的影響力の大きさを示すとともに、一般市民に「民主労総」の存在を認知させる契機となったのである。

1997年終盤の経済危機のさなかに行われた第15代大統領選挙で、金大中・新政治国民会議総裁は、労働組合連合などの団体の支援を受けて当選した。金大中政権の発足を機に、「民主労総」は1999年11月23日、労働部から「民主労総設立許可証」を得て、労働組合、使用者、政府の代表で構成される労使政委員会に参加する資格を獲得し、ついに合法的労働組織としての地位を確立した。しかし「民主労総」は、経済危機を克服する政策の一環として推進された財閥企業の整理解雇を含む労働政策をめぐって政府と対立したあげく、労使政委員会への参加を拒否した。⁴⁰⁾

「民主労総」は1999年9月から2002年12月までの間、労使政委員会から離脱し、政府と対立する労働闘争を展開したのである。翌年2003年には、多くの労働者の支持を得て盧武鉉大統領が就任し、「民主労総」との関係の修復を図り、双方の連携による労使政策を促進するため「月例政策協議会」を発足させることに成功した。しかし「民主労総」は、同協議会を通じた政策協議に満足せず、独自の路線で組織の政治勢力化を図るようになる。具体的にみると、1994年、「民主労総」は組織発足準備と並行して、1995年の地方選挙に地域単位の無所属候補5名を出馬させ、「民主労総」の組織力を動員し、選挙支援運動を展開した。平均得票率36.1%、当選者3名という成果を上げた。翌1996年、「民主労総」は定期中央委員会と代議員委員会を開き、政治参与の方針を定めると同時に、1996年4月の総選挙の対応策を議論し、労働者の積極的な政治参加による社会民主主義の実現に向け、韓国社会の民主的改革を促進し、労働者の利益と要求を代弁する政党設立の必要性を示していた。その後、1996年3月、「民主労総」の政治参与方針を代弁する候補者を審査し、無所属候補3名を支援することを決定し

た。

しかし、その選挙の結果は、「民主労総」が支援した無所属候補者3名が落選し、平均得票率も12.1%に留まり、「民主労総」の政治勢力化の動きは十分な成果をあげることはできなかった。その後、「民主労総」は、アジア通貨危機を経て大規模の労働争議を主導する過程で、労働者の支援を得て政権を獲得した金大中政権が雇用調整のための企業の整理解雇（大規模リストラ）を奨励する政策を推し進めたことを問題視し、労働者の利益を代弁する独自の政治勢力の必要性を主張し始めた。そして、その目標を実現する方法として「民主労総」は選挙での候補者擁立を試みた。まず1998年6月の地方選挙で49名の候補者を支援して出馬させ、そのうち23名の候補者が当選した。この結果は、「民主労総」にとって労働者の政治勢力化の可能性を確信させるものであったと同時に、労働者の能動的な政治参加が韓国社会で可能であり、労働運動が既存政治の世界で展開できる可能性を示したのである。

政界への進出に手ごたえを得た「民主労総」は、進歩的左派政党の実現に向けた準備を始め、2000年1月30日、「民主労働党」を発足させた。「民主労働党」は、同年4月13日に行われた総選挙で労働者の密集地域を中心に21の選挙区で候補者を擁立した。結果は議席を一つも獲得できず、全国での得票率も2%に及ばなかった。

しかし、2002年6月13日に実施された地方基礎自治団体選挙では、全国で4.7%の支持を獲得し、蔚山（ウルサン）地域で基礎自治団体長（区長）2名、基礎議会（区議会）議員32名を当選させた。同年の第16代大統領選挙では、「民主労働党」の大統領候補として権永吉（クォン・ヨンギル）を擁立し、全国で3.9%の得票率ながら、蔚山地域の得票の11.4%を獲得した。労働者の政治勢力化が「現代」財閥の主要系列企業の生産本拠地である蔚山広域市を中心に進んでいたことがうかがえる。その後、「民主労総」は、労働者の意識を高揚させ、政治的

力量をつけさせるとともに、資金力を充実させて政治基盤を拡大するため、組織に属する労働者から1人当たり3000ウォンの政治資金を募り、次の総選挙で「民主労働党」の議席確保に向けて準備を整えた。

2004年の総選挙で、「民主労働党」は労働者密集地域を中心として小選挙区（地域区）123名、比例代表16名の候補者を出馬させた。この選挙では小選挙区から、第16代大統領候補であった権永吉を含む2名が当選し、全国得票数2,066,072票（得票率の13.0%）を獲得し、比例代表8名を当選させた。その結果、議席数10（3.3%）を確保し、院内交渉団体としての資格を獲得した。この2004年の総選挙が、「民主労総」と「民主労働党」の両者にとって大きな転換点となった。「民主労総」にとっては、「民主労働党」との連携を通じて国政に労働者代表を送りこむ試みが功を奏し、ほぼもくろみどおりの政治勢力化を実現することができたと見られる。

一方、「民主労働党」の立場から見ればこの総選挙は、民主労総の傘下の企業別労働組合を支持基盤として国政の舞台で労働者の声を代弁することにより、今後より広い有権者層の支持を取りつけてさらなる勢力拡大を目指すきっかけとなったのである。結局、労働者の視点から見れば、労働者の声が国政に反映されることで、韓国の労働運動は政治勢力化を実現していたと把握できる。

しかし、上記のような1992年の民主化以降の労働運動の展開を突き詰めて分析すると、韓国の労働運動の政治勢力化の意味は、労働運動そのものが労働者の権益を代弁することに終わるのではなく、1980年代以降、韓国社会の民主化の過程で形成された労働者の能動的な社会参加を、労働者の能動的な政治参加へ転換させたことに重要な意味があると理解できる。詳しくいえば、過去、韓国の労働運動の歴史的展開の中で生まれた労働者組織の政治勢力化は、過去の賃金や雇用を重視する経済的問題を直接経営者に要求する形の経済的闘争に重点が置かれていた

が、労働者自らの利益を代弁する政治勢力が出現することにより、能動的な社会参加・政治参加の主体として労働者の役割が深まったことを意味する。さらに、労働組織が「民主労総」と「韓国労総」という二つの労働組織間の対立関係を形成することによって、後発の「民主労総」が急進左派で階級闘争路線なら、先発の「韓国労総」は穏健派で、労働者が各自の理念と思想に基づき労働者の連携組織を選択可能な多様性が保障され、より労働者の主体的判断が重視される環境が醸成されるに至ったのである。

(6) 韓国の労働運動の歴史的な性格分析

以上のように韓国の労働運動の歴史を踏まえた上で、韓国の労働運動の政治勢力化の過程を考察すると、まず何故、労働運動の政治勢力化が韓国労働運動の歴史の中で最も重要な要因であるのかを確認する必要がある。労働運動の政治勢力化が韓国労働運動の歴史の中で最も重要な要因である理由は、労働運動そのものが労働者の権益を代弁することに終わるのではなく、1980年代以降、韓国社会の民主化の過程と密接な関連を持っていたからである。その視点から、労働者の政治勢力化というところに焦点をあてて、韓国の労働運動の歴史的な性格を分析すると、以下の意義と課題があると分析できる。

まず意義として、韓国の労働運動の歴史的展開の中で生まれた労働者組織の政治勢力化は、過去の賃金や雇用を重視する経済的問題を直接経営者に要求する形から、労働者自らの利益を代弁する政治勢力の出現自体は、労働運動の発展であると理解できる。むしろ、労働者の権利保障を訴え続けていた人々にとっては歓迎すべき変化であると思われる。

一方、労働組織が政治組織化する過程で、労働運動の問題は、「民主労総」と「韓国労総」という二つの労働組織間の対立を助長したことである。後発の「民主労総」が急進左派で階級闘争路線なら、先発の「韓国労総」は穏健派で、設立以来労使協調路線を歩み、おおむね政

府と友好的関係を保っていた。政治的性格が異なるこれら二つの労働組合連合は、1997年初頭の労働法改正反対闘争の時こそ対政府闘争で共闘する姿勢を見せたが、それ以降、なかなか足並みが揃わなかった。結局、労働者組織を政治勢力化する段階で、労働者の利益を代弁するより、それぞれの政治的理念を重視し、労働者の利益を代弁する本来の責務を十分果たせない状況を創り上げたことは、政治勢力化の中で生じた問題であると考えられる。

4. 韓国の労働運動の現状課題

韓国の労働運動の歴史的展開を把握すると、労働運動は一国の政治経済状況と密接に関係している事実を把握した。特に、韓国の場合、労働運動は、単に労働政策や企業の収益に関する問題ではなく、韓国の政治経済の発展と衰退の過程で一つの政治勢力を創造する原動力であったと考えられる。しかし、アジア通貨危機のように、金融危機によって国家経済が深刻な状況に直面している場合、労働運動は必ずしも政治経済の民主的発展を促す肯定的要因としての役割を果たすのではなく、危機的対応を難しくしている要因でもあり得る。従って、本節では、韓国の労働運動の歴史的展開を踏まえた上で、労働運動が近年直面している問題を考察する。

(1) 労働者階級内部の不平等構造

韓国の労働運動の歴史において労働運動の主体は、労働組合に属している正規労働者とその主体となってきた。しかし、労働市場の規制緩和に伴い、非正規労働者の数が急激に増加する中で、非正規労働者は労働組合に属することが出来ず、労働組合の中でも彼らの権利保障の問題は関心外であった。その背景を把握すると、韓国では非正規労働者の数が1990年代に入り、急激に増加するようになった。そして、近年、その数は、全体労働者数の半分以上を占めていると言われている。企業間の国際的競争が激化している今日、韓国の企業は、合理的経営を強

化するために、事業の核心的部門のみに正規労働者を採用し、その他は期間労働者及び派遣労働者を採用することで、雇用調整を円滑にしようとしたのである。実際このような理由で、非正規労働者の数が増加することは市場の要求でもあるといえる。その結果、非正規労働者は、臨時職、日雇い、契約、派遣、社内下請、短時間労働など、多様な雇用形態として採用されるようになった。しかし、問題は、彼らに対する法的権利と保護は行われておらず、むしろ排除されている状況である。勿論、非正規労働者が一定の権利を確保するためには、労働組合に属し、彼らの権利を主張することが必要であると考えられる。

しかし、現状は、正規労働者の組合では非正規労働者と同一労働をしていたとしても、同じ労働者として認めず、労働組合に属することすら排除している。言い換えれば、労働者同士での差別的関係が形成され、労働者の権利保障を理念とする韓国の労働組合であっても入ることすら出来ない不平等構造が存在していることを意味する。

労働者の組織内の差別的・不平等な構造は、非正規労働者に限る問題ではない。近年、増加している外国人労働者も同じ問題を抱えているといえる。韓国の場合、中小企業で働くことを忌避する傾向が強く、不足した産業現場の人材を確保するために、外国人労働者がその役割を担うようになりつつある。しかし、外国人労働者の多くは、産業研修生という在留資格で入国し、不法滞在する人々が多く、中小企業の経営者はそれをわかっているにもかかわらず、不足している労働力を確保するとともに安い賃金で雇えるという利点のため、不法滞在の外国人労働者を雇うという状況が広がっている。勿論、不法滞在自体が法的に許されるものではないが、単に外国人であるという理由だけで、彼らが労働組合に入ることが難しいことは問題である。何故ならば、外国人労働者の権利保障と労働環境の改善を、彼らが直接もしくは労働組合を通じて要求することは最初から難しくなっ

いるからである。そうすると、非正規労働者と同様に、外国人労働者も、既存の労働組合の活動範囲の対象であると理解できる。

本来、韓国の労働運動は、日本植民地統治下で疎外され、抑圧されていた朝鮮人労働者の権利を求めために始まったという歴史がある。しかし、その歴史的意義を回想してみると、今日、非正規労働者と外国人労働者の状況は、当時、日本人労働者と差別されていた朝鮮人労働者と本質的には違いがないと思われる。つまり、韓国の労働運動は、本来差別的かつ不平等な構造を改善することを求めたという労働運動の歴史的意義を継承することなく、自らが新たな差別的かつ不平等な構造が定着することを放置しているようにみえるからである。従って、今日の労働運動の課題は、日本の植民地統治下の労働運動の意味を再考し、非正規労働者と外国人労働者への差別的かつ不平等な構造を克服するための労働運動の役割を論じていくことが課題であると思われる。

(2) 労働運動の非合法的闘争方法の問題

韓国の労働運動の深刻な問題として指摘されているのは、非合法的労働運動が継続的に展開されていることである。非合法的労働運動は、日本の植民地統治期から今日に至るまで継続的に行われる労働争議の方法であり、社会的不安の要素でもある。具体的例としては、警察と対峙する場面で、パイプや火炎瓶などを使うことは日常的風景である。

しかし、非合法的労働運動の苛烈は、外国人企業の投資を妨げ、国家の信用力を落とす要因でもある。実際に、韓国に拠点をおく外資系企業の最高経営責任者（CEO）を対象に2003年に行われたあるアンケート調査によると、回答者の70%が、“韓国市場への進出を検討中の外国企業に対してどんな助言をするか”という質問に対し、“対韓投資は再考したほうが良いと助言する”⁴¹⁾と答えたという。さらに、近年、それを裏づけるようなできごとが相次いでいる。2007年3月、韓国に生産基地を移転して21

年になるスウェーデンの大手食品・飲料包装容器メーカーの「テトラパック」が、京畿道の驪州工場を閉鎖し、撤退する方針を発表した。

「テトラパック」労組（民主労総化繊連盟所属）は2003年夏、1カ月に及ぶ長期の罷業・労働争議（ストライキ）を行った。また、2006年5月に始まった労使間の賃金交渉の妥結にはおよそ1年を要した。こういった労使紛争の苛烈さが、「テトラパック」の本社経営陣をして韓国における事業継続を断念させたと考えても不自然ではないだろう。当時、「テトラパック」の経営者側は工場閉鎖と労働争議の関連性を否定していたが、同社の労組交渉に参加した経験のある政府の労働部関係者は“労組が毎年無理な要求を突きつけたことから、墓穴を掘った感がある”⁴²⁾と話した。さらに、韓国工場を閉鎖する有名企業は後を絶たない。2003年に激しい労働争議が起こったデンマークの玩具メーカー、「レゴ」は2005年に、スイスに本社をおく製薬会社の「ロシュ」は2006年に、それぞれ韓国工場を閉鎖、撤退した。⁴³⁾ 同企業の事例から見られる労使関係の問題は、労使関係が不安定になると、品質の維持と納期の確保が難しくなるため、グローバル企業がこうしたリスクを回避しようとしたことが特徴である。

言いかえれば、労働運動が激化すると、外資系の中には、韓国の企業環境が他の国々に比べて好ましくないと判断して撤退する企業や、市場としての魅力がないとして進出をあきらめる企業が増える恐れが出てくる。これは国の経済にとってゆゆしき問題である。海外直接投資を拡大して持続的な成長を実現するためには、労働運動が苛烈する問題を改善することが必要であると思われる。そして、事態をさらに複雑にしているのは、韓国の労働争議における争点が単純な賃上げ要求を超え、多種多様な要求へと広がってきていることである。また労働争議は、財閥をはじめとする大企業だけでなく、中小企業でも数多く発生しているのが現状である。近年の労使紛争を論じ、改善への道筋を探るにあたって、政府の労働政策の改善も必要で

あるが、非合法的労働運動の方法を改善し、労働者自らがまず官憲の弾圧を合法の方法で解決しようとする成熟した労働運動の文化の形成が必要であると思われる。

(3) 政治経済状況の変化と労働運動

日本の植民地統治期から今日まで、韓国の労働運動は政治経済の変化の過程で発生し、発展してきた。ここでもう一度概略的にいえば、日本植民地統治期には、政治経済の近代化が図れ、労働者階級が自らの社会的地位を自覚し、経済的闘争と政治的闘争（抗日闘争）を展開した。そして、「解放」後は、軍事政権下の経済発展政策の影で、労働者としての権利保障を制限されていたが、1980年代の民主化運動とともに労働者としての権利を主張する政治的闘争を展開し、民主化以降は労働者の権利を政治の場で実現させようとし、政治勢力化を実現させたという歴史の流れがある。そして、韓国の労働運動の歴史を捉えた先行研究においても、韓国の労働運動は、経済的闘争から政治的闘争へと発展してきたと分析している。

勿論、韓国の労働運動が、経済的闘争から政治的闘争へと変化してきたということは事実であり、正確な認識であると理解できる。但し、問題は、経済的闘争は賃金問題と雇用問題など、個々人の労働者の利害と直接結びつく問題であるが、一方で政治的闘争は、労働者個々人の利害よりは、労働組合のような労働者の組織体の利害と直接関連していると思われる。労働組合および労働者組織の政治的闘争を主導する人々は、経済的闘争は表層的な戦いであるが、政治的闘争は労働者全体の権益を保障しようとする本丸への戦いであると主張している。

しかし、韓国の労働運動の歴史からみると、経済的闘争から政治的闘争へ発展する労働運動が、必ずしも労働者個々人の要求と合致するものであったのかどうかは疑問である。その理由は、韓国の労働運動を主導する労働者組織の要求は、日本の植民地統治期から現在まで労働者個々人の主体的判断によるものよりは、労働者

組織の指導層の意思に基づいて提示されてきたという側面があるからである。言い換えれば、労働者個々人の下からの意見によって、労働者組織が決定されるより、一部のエリート層による労働者組織の闘争方向が決定されてきたということの意味する。そうすると、経済的闘争から政治的闘争へと変化した労働運動の意義を発展として捉える既存の韓国の労働運動の先行研究の通説は、再考すべき論点であると考えられる。さらに、近年のように金融危機と呼ばれる政治経済の転換期において労働運動は、このような危機に対する準備をしてきたのかという問題がある。常に、労働運動は、毎年の賃金・雇用・福利厚生に対する経済的闘争から始まり、政府の政治的問題に対して労働者組織の政治勢力を利用し、意見を主張してきた。労働運動は、現在の問題に焦点をあてた闘争を実施してきたのである。

しかし、アジア通貨危機で経験したように、労働運動が労働者個々人に最も切実に求められる時期は、不確実な経済的・政治的变化の局面に直面したときである。2008年後半から拡大している米国発の金融危機も、同じく政治経済の危機であり、多くの労働者が雇用と賃金を確保することが困難な状況に直面している。そうすると、労働運動は、政治勢力化を図り自らの政治的立地を向上させることには力を注いできたが、実際、労働者の個々人の生計を保障するための準備としてこのような危機的状況に対比する努力をしてきたのかという点は疑問である。勿論、一部の労働運動の指導者においては、このような危機に準備することは政治の責任であると認識しているだろう。しかし、本来、労働者の権益を代弁することを使命とすることが労働者組織の役割であるとする、このような危機的状況を準備することは労働運動を主導してきた労働者組織の役割であることは明確である。従って、労働運動は、労働者が賃金引下げ・解雇などの問題に直面した後、問題解決に取り組むのではなく、自ら政治経済の変化に関する視点を形成し、危機的状況を準備し、変化

を先取る活動に視点を転換していくことが課題であると考えられる。

さらに、労働運動を主導する労働者組織のみがそのような視点を形成するのではなく、労働者個々人も労働組合の指導部の意見に流れることなく、独自の意見と判断に基づいて労働運動に能動的に関わっていくことが課題であると思われる。実際、Offelは、労働者の主体性を論じる際、“passive versus active proletarianization”（受動的対能動的賃労働者化）と区分し、政治経済の変化の過程で、何故労働者自身が労働市場において労働機会と存在意義を奪われたのか、自らその理由を発見し、個々人が労働市場の中で自らを売り込むべき、労働力を提供することで「能動的賃労働者化」が実現できると述べている。⁴⁴⁾ すなわち、労働者自身が、金融危機のような政治経済変化の中で、労働者としての価値や存在意義を失ったとき、その運命を宿命として捉えるのではなく、能動的に労働市場へ働く場面を見つけるように工夫することが重要であるという指摘である。勿論、Offelの指摘は、労働市場から排除されたときの労働者の主体性の確保に関する記述であるため、労働運動が危機的状況に対処するための事前準備を行うという視点が欠如している。従って、今日の労働者は、労働運動の歴史の中でまだ課題として残っている危機的問題に事前に対処するため、労働者自身が労働運動の中核を担うという視点に基づき、労働運動に積極的かつ能動的に参加する準備をすることが課題であると思われる。そして、近年問題視されている非正規労働者と外国人労働者を排除するという状況を、労働組合の組織的な活動の中で彼らを受容する道を模索するとともに、労働者個々人が同じ労働者として彼らを受け入れることが必要であると思われる。

他方、労働運動の際、常に対峙する立場にある経営者の問題の概略に触れると、今日の金融危機のような状況において労働運動はまた深刻な状況に直面する様子を見せている。勿論、今の危機に対する準備不足は、利益が上がったと

きには経営者が労働者への配慮を欠き、金融危機のような事態が発生した際には労働者の解雇と賃金削減を最もはやく実施するという問題があるからである。すなわち、賃金下げを納得させる事前の労働者への配慮が不足しているのが経営側の課題であるといえる。しかし、労働者側にも、業績がよいときに、いつか危機的状況に直面することを想定し、解雇や賃金が引下げられることを予想し、事前に蓄えを確保できるような交渉を実施してこなかったという問題がある。このような両者の失態が、危機的状況下で相互が妥協することが不可能な状況を生み出していると思われる。結局、労働運動は、問題が発生した時、対立局面を形成する政治的闘争ではなく、日常的労働活動の中で未来を見据え、どのように問題解決ができるかを工夫することが必要であると思われる。

韓国の労働運動は、韓国政治の民主化と経済の発展に伴い、発展してきたことは事実である。しかし、上記で指摘しているような課題も顕在していることも確かである。従って、韓国の労働運動は自らの労働運動の歴史的特徴を、もう一度検討し、歴史的意義を見つめ直すことが今後の課題であると思う。

注

- 1) 박현채 (パクヒョンチェ) 『한국노동문제의 정치경제학 (韓国労働問題の政治経済学)』, 김금수·박현채 (キムグムス・パクヒョンチェ) 『한국노동운동론 (韓国労働運動論)』 미래사 (未来社) 1985, pp.65-72.
- 2)尹敬勲 「戦後韓国の経済成長と財閥中心経済体制の形成」, 『アジア太平洋研究科論集』 No.15 (2008/5) pp. 133-148.
- 3) 신광영 (シングァンヨン) 『한국노동계급의 형성 (韓国労働階級の形成)』 창작과 비평사 (創作と批評社) 2002.
- 4) 김윤환 (キムユンハァン) 『한국노동운동사 (韓国労働運動史 I・II)』 청사 (チョンサ) 1981.
- 5) 경상대학교 사회과학연구원 (慶尙大学校社会科学研究院) 編 『신자유주의적 구조조정과 노동운동 1997-2001 (新自由主義的構造調整と労働運動)』 한울아카데미 (Hanul Academy) 2003.
- 6) 최호진 (チェホジン) 『한국경제사 (韓国経済史)』

- 박영사 (パクヨンサ) 1970, pp.209-300.
- 7) 강동진 (ガンドンジン) 『한국근대민족운동사 (韓國近代民族運動史)』 돌베개 (ドルベゲ) 1979.
 - 8) 韓國労働者總連盟 『韓國労働組合運動史』 韓國労働者總連合會 1979.
 - 9) 이상철 (李相哲) 『한국지역 노동연구 연구 (韓國地域の労働運動研究)』 한울 (한울) 1990. 최장집 (崔章集) 「한국 노동운동의 정치경제학적 영향 연구」 (韓國労働運動の政治經濟學的影響の研究) 『한국사회연구』 (韓國社會研究) 第2集 한길사 (한길사) 1984.
 - 10) 김형기 (김뽀뽀) 『한국독점자본과 임노동』 (韓國獨占資本と賃労働) 까치 (카치) 1988. 김영모 (김뽀뽀) 『한국사회계층연구 (韓國社會階層研究)』 일조각 (일조각) 1982.
 - 11) 김석현·정재훈 (김뽀뽀·정재훈) 『노사관계론 2 (勞使關係論 2)』 학현사 (學賢社) 1999, p.94.
 - 12) 김윤환 (김뽀뽀) 『한국노동운동사 I (韓國労働運動史 I)』 청사 (청사) 1981, p.97.
 - 13) 李鐘玄 「1921年の釜山埠頭労働者のゼネスト」, 『歴史科学』 1961.
 - 14) 朝鮮總督府 『会社及び工場における労働者の調査』 1923年, pp.62-90.
 - 15) 朝鮮總督府 『朝鮮の群衆』 1926年, p.81.
 - 16) 朝鮮總督府 『統計年報』 1921年度版.
 - 17) 『京成日報』 (1921年 9月28日字)
 - 18) 강동진 (ガンドンジン) 「일제하의 한국노동운동 (日帝下の韓國労働運動)」, 안명직·박성수 編 『한국근대민족운동사 (韓國近代民族運動史)』 돌베개 (ドル베게) 1979, pp.530-574.
 - 19) 韓國産業銀行調査部 『韓國의産業』 (上) 1966年, p.389.
 - 20) 『東亞日報』 (1930年 9月 4日字)
 - 21) 김중열 (김뽀뽀) 「 고무공장 태업과 아사동맹 (ゴム工場罷業と労働者同盟)」, 『노동공론 (労働公論)』 (V.8). 한국노동문제연구소 (韓國労働問題研究所) 1974年, p.64.
 - 22) 김윤환 (김뽀뽀), op.cit., p.186.
 - 23) Ibid., p.116.
 - 24) 김형기 (김뽀뽀) 「노동자계급의 성장, 내부구성, 주체형성 (労働者階級の成長・内部構成・主体形成)」, 『한국자본주의와 노동문제 (韓國資本主義と労働問題)』 돌베개 (ドル베게) 1985, p.54.
 - 25) 진덕규 (진뽀뽀) 「미군정의 정치사적 의미 (米軍政の政治史的意味)」, 『해방전후사의 인식 (解放前後史의認識)』 한길사 (한길사) 1980, p.52.
 - 26) 장명국 (장뽀뽀) 「해방후 한국노동운동의 발자취 (解放後韓國의労働運動의足跡)」, 『한국노동운동론 I (韓國労働運動論)』 미래사 (未來社) 1985, p.116.
 - 27) 이대근 (이뽀뽀) 「미군정의 귀속재산 처리에 대한 평가 (米軍政の帰属財産処理に対する評価)」, 『한국사회연구1집 (韓國社會研究第1集)』 한길사 (한길사) 1983, p.428.
 - 28) 성한표 (성뽀뽀) 「8·15직후의 노동자 자주관리운동 (解放直後の労働者の自主管理運動)」, 『한국사회연구2집 (韓國社會研究第2集)』 한길사 (한길사) 1984.
 - 29) 조창화 (조뽀뽀) 『한국노동운동에 관한 연구 (韓國労働運動に関する研究)』 東國大學校博士學位論文 1974, p.129.
 - 30) 김석현·정재훈 (김뽀뽀·정재훈) 『고용관계론 (雇用關係論)』 학현사 (學賢社) 2001, p.103.
 - 31) 임종률 (임뽀뽀) 「노동법의 제문제 (労働法の諸問題)」, 『한국자본주의와 노동문제 (韓國資本主義と労働問題)』 돌베개 (ドル베게) 1985, p.184.
 - 32) 韓國労働者總連盟, op.cit., pp.573-574.
 - 33) 박현채 (박뽀뽀) 「해방후 한국노동쟁의의 원인과 대책 (解放後, 韓國労働争議の原因と対策)」, 『한국노동문제의 인식 (韓國労働問題의認識)』 동역신서 (동역신서) 1983, p.234.
 - 34) 김석현·정재훈 (김뽀뽀·정재훈) 『한국노동조합운동의 전개과정과 특징 (韓國労働組合의展開過程と特徴)』 2001.
 - 35) 『東亞日報』 (1980年5月2日)
 - 36) 『新東亞』 東亞日報社 1987年 9月号, p.488.
 - 37) 『マル』 (第3号) 1985年10月15日字, pp.43-45.
 - 38) 1987年の産業労働者の平均賃金は手取り361,997ウォン四人家族の最低生計費の62%に過ぎず, 低い水準であった。同時に, 平均労働時間は, 週56時間を占め過重な労働環境におかれていたのである。
 - 39) 労働部 『労働白書』 労働部1979年-1983年。經濟企画院 『經濟白書』 經濟企画院1984年-1987年。同資料から作成。
 - 40) 民主勞總内部においても金大中政權の勞使政策に対する賛成意見と反対意見に分かれ, 内部分裂の狀況が生まれたことも事實である。しかし, 民主勞總の主流派はけっきょく金大中政權との対立路線を選択し, 両者は連携を図るまでにはいかなかった。
 - 41) 『朝鮮日報』 2007年 3月29日
 - 42) Ibid.
 - 43) 『朝鮮日報』 2008年 5月17日
 - 44) Claus Offe, *Contradiction of the Welfare State*, London Hutchinson 1984, pp.92-93.